



# 11月のお知らせ

事業主の  
みなさまへ



## フリーランスの取引に関する新法律の施行について



フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するために、令和6年11月1日から「フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化」「フリーランスの方の就業環境の整備」を目的とした法律が施行されます。フリーランスに委託をされている企業様についてはご確認をお願いいたします。

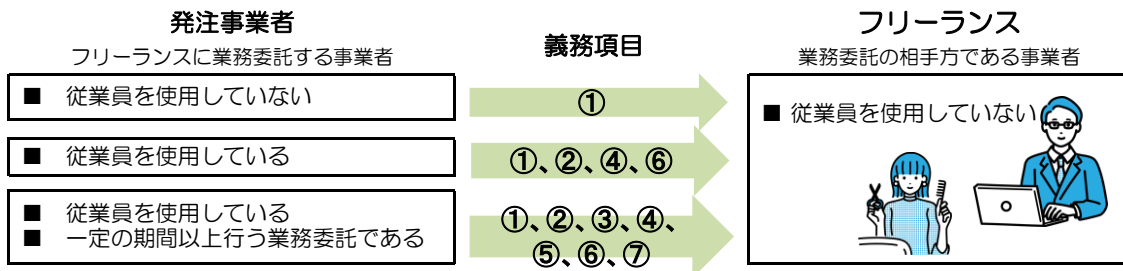
### ★ 法律の適用対象者

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合




### ★ 法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
①書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに取引条件を明示する
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う
③禁止行為 (1か月以上の業務委託をした場合)	●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④募集情報の的確表示	フリーランスを募集する際は、虚偽の表示等はしてはならない募集内容も正確かつ最新のものに保つ
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮 (6か月以上の業務委託をした場合)	育児や介護などと両立できるように配慮が必要
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発等
⑦中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除や更新しない場合 ・原則として30日前までに予告 ・理由の開示があった場合は理由の開示を行う

★令和6年11月の営業土曜日は  
以下のとおりです。



2日(土)	休
9日(土)	休
16日(土)	営業(税務・労務)
23日(土)	休
30日(土)	休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

